

佐賀県告示第 416 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 30 年 10 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
かもめ歯科クリニック	佐賀市兵庫北五丁目 14 番 1 号ゆめタウン佐賀 2 F	平成 30 年 5 月 17 日
医療法人神埼クリニック	神埼市神埼町田道ケ里 2396 番地	平成 30 年 6 月 1 日
医療法人社団栄寿会古賀小児科内科医院	杵島郡江北町大字上小田 280 番地 1	〃
よつば歯科クリニック	唐津市神田 1940 - 3	平成 30 年 6 月 15 日